

MONDAY NIKKEI

今年九月の衆院議員の任期満了を控え、選挙への関心が高まっている。現在、都市と地方の間で、有権者の一票の価値は衆院選挙で最大二倍強、参院では同四倍強の開きがある。憲法は法の下の平等を保障しているが、選挙区という区割りを設ける以上は、人口の移動など様々な要因で格差が生じるのも事実だ。一票の格差に対する評価と、改善への展望を識者二人に聞いた。



書関係者だ。にもかかわらず、彼らに裁量を認める最高裁の判断は誤っている、といわざるを得ない」

「とはいえ、最高裁の判断が覆るだろうか。衆議院選挙時に行われる最高裁判事の国民審査で、国民が一票の格差の是正に消極的な裁判官に不信任の印をつけることだ。通常、不信任は多くても一〇〇程度にとどまるが、各裁判官の考え方が国民にほとんど知られていないことが大きな原因だ。不信任が増えれば裁判官の考え方に影響を与えられるだろう」

「最高裁判事の国民審査権は選挙権と並ぶ、あるいはそれ以上の参政権だ。選挙の際、国会議員は自らの考えをマニフェストで明らかにする。最高裁判事も国民審査を受ける前に、一票の格差について考えを明らかにすべきだ」

「メディアは、各判事が一票の格差の現状を合憲、違憲のどちらかと考えるかなどを伝えてほしい。私は今回の衆院選後に久保利英明、田中克郎の両弁護士らと共にこの問題について違憲訴訟を起す。ホームページ上に私の違憲の主張と選挙管理委員会(合憲)の主張をすべて公開する」

聞き手から 有権者の判断材料少なく

一票の格差を巡る訴訟で、最高裁は多数の判決を出している。概略すれば①衆議院は格差が三倍以内なら合憲、参議院は格差が六倍以内なら合憲の格差が基準を上回り、違憲または違憲状態と判断した場合も選挙そのものは無効とせず、国会による格差の是正を待つ——というものだ。

国民審査で違憲判決促せ

弁護士 升永 英俊氏



ますなが・ひでとし 1973年弁護士登録。専門は知的財産権、税務などの訴訟。青色発光ダイオード訴訟などで知られる。66歳。

「近年の最高裁は一票の格差について合憲判決を続けている。一票の価値が同じになるよう、最高裁は同法に基づいて行われた選挙を無効と判断すべきだ」

「近年の最高裁は一票の格差について合憲判決を続けている。一票の価値が同じになるよう、最高裁は同法に基づいて行われた選挙を無効と判断すべきだ」

選挙「一票の格差」問う

東大教授 長谷部 恭男氏



はせべ・やすお 1995年東京大学法学部教授に就任。専門は憲法学、情報法学。国地方係争処理委員会の委員も務める。52歳。

「現状をどうみるか。合理的な理由がある場合は、ある程度の格差が生じても仕方がないと思う。地理やそこに住む人口などにより選挙区割りには制限を受ける。地域による人口のばらつきなどを考慮すると、一票の平等を厳密に実現するのは困難だ」

「しかし、二倍を超えるのは違憲と考える。海外でも二倍を超えれば違憲とされている。例えばドイツでは、小選挙区は二倍までは許容されている。フランスでも『二倍を超えたら明らかに立法裁量の逸脱』とされている」

「衆議院と参議院では、違憲となる基準に差がある。」

海外、2倍まで許容例も

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法は『二倍以上にならないようにすること』を基本」とする。と定めている。衆議院ではできるだけ一倍に近づけることが必要だ」

「参議院について最高裁は『衆議院ほど人口に比例して選出する人口比例の原則の要求は強くない』と判断している。参議院は地域代表の性格

が強いという考えだ。とはいえ、憲法は『両議員は全国民を代表する』と規定している。衆参ともに二倍を超えることと違憲だと私は考える」

「一票の格差解消に消極的な判事を国民審査でチェックする」という考えもあるが、一般論だが、(一票の格差のような)一つの論点を巡り『首を切つてやろう』とい

「一票の格差」に関する主な最高裁判決

| 衆院選 | | | | 参院選 | | | |
|----------|-------|------|------|----------|-------|------|------|
| 判決日 | 対象選挙 | 格差 | 判決 | 判決日 | 対象選挙 | 格差 | 判決 |
| 2007年6月 | 2005年 | 2.17 | 合憲 | 2006年10月 | 2004年 | 5.13 | 合憲 |
| 1999年11月 | 1996年 | 2.30 | 合憲 | 04年1月 | 2001年 | 5.06 | 合憲 |
| 95年6月 | 93年 | 2.82 | 合憲 | 00年9月 | 1998年 | 4.98 | 合憲 |
| 93年1月 | 90年 | 3.18 | 違憲状態 | 95年 | 1998年 | 4.97 | 合憲 |
| 88年10月 | 86年 | 2.92 | 合憲 | 92年 | 96年 | 6.59 | 違憲状態 |
| 85年7月 | 83年 | 4.40 | 違憲 | 86年 | 88年 | 5.85 | 合憲 |
| 83年11月 | 80年 | 3.94 | 違憲状態 | 83年 | 87年 | 5.56 | 合憲 |
| 76年4月 | 72年 | 4.99 | 違憲 | 80年 | 86年 | 5.37 | 合憲 |

「自分の考えを主張して選挙で裁判官になる人が増え、問題を視されている。質がよい人を選ぶことが大事だ」

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最も

「国民が裁判官に何を求めているかによる。米国のように裁判所は政治にかかわる判断をするとの前提があれば、(裁判官の人事に)国民が深くかかわる必要がある。日本では一般的に政治問題の解決を裁判所に求めている」

「米国のように司法が政治に関与すると、逆に政治も下級裁判所の人事など(司法に)関与してくる恐れも出てくる。日本は現状でつまみ回しているのだから、今のままで幸せなのかもしれない」

近年、最高裁の姿勢に変化が感じられる。〇一年七月の参院選(格差は最大五・〇六倍)を巡る〇四年一月の判決は、十五人の裁判官のうち九人の多数意見で合憲としたものの、六人が違憲と判定。合憲派も「次回選挙で漫然と現状が維持されたままなら、違憲判断の余地は十分ある」との意見をつけた。

升永弁護士も長谷部教授も一票の格差の現状を違憲とみる点は同じだ。一方、升永弁護士は有権者が裁判官の国民審査を活用して流れに加わることを唱え、長谷部教授はそうした手法は政治と司法の安定した関係に刺激を与えかねない指摘する。有権者の意識と判断が注目される。

ただ、選挙投票の際、最高裁判事の国民審査用紙を重視する有権者が少ないのは事実だろう。特定の裁判官に確信をもって不信任を付けられる人はさらに少数と思われる。広く公開されている判断材料が限られるからだ。その情報を提供するといふ升永弁護士の提案は一考に値する。

(編集委員 渋谷高弘、高野 壮一)

お断り「傍聴席」は休みました。